

総合施設の在り方について～幼児教育部会における議論の整理(総論)～

総合施設の基本的意義

3つの意義

- ① 幼児教育の機会の拡大
- ② 「親の育ち」のための子育て支援の推進
- ③ 幼稚園・保育所などを巡る諸課題の解決

① 幼児教育の機会の拡大

- 家庭や地域の教育力の低下や大人社会優先の傾向などにより、子どもの育ちの課題が顕在化(基本的な生活習慣の欠如、他人との関わりが苦手、運動能力の低下等)。
 - 地域によって幼児教育の機会が偏在(5歳児の幼稚園就園率約6割、幼稚園のない市町村約1,000)。また、少子化により集団活動の機会の確保が困難な場合もある。
 - 親の就労等の事情により、幼稚園教育を受けられない場合もある。
- 総合施設という新たな枠組みの創設により、幼稚園などと相まって幼児教育の機会の拡大に寄与する意義。

② 「親の育ち」のための子育て支援の推進

- 本来、子育ては大きな喜び・生きがい。しかしながら、子育てに対する家庭や地域の教育力の低下から、親の孤立感・不安感、焦り、虐待の不安等が指摘される。
 - 子どもは、家庭で愛情を持って育てられることが基本。仕事と家庭の両立は課題ではあるが、近年、安易に施設への依存を高める「育児の外部化」の傾向。
 - 子育ては、学習や人との交流を通じて親としての力をつける「生涯学習そのもの」。
- 「親と子が共に育つ」幼児教育の一環として、親の育児の肩代わりではない「親の育ち」のための子育て支援を推進することを明確にする意義。

③ 幼稚園・保育所などを巡る諸課題の解決

- 既存の制度の枠組みでは、地域や保護者の多様なニーズへの柔軟な対応が困難な場合がある。
 - 幼保一体化施設であっても、行政の所管が異なるため、事務の煩雑化・非効率化等があるとの指摘。
 - 幼稚園・保育所等と小学校の連携・接続が十分ではないとの指摘もある。
- 幼児をめぐる課題に対し、地域の実情に応じて柔軟に対応する新たなモデルとしての意義。

さらに、今後の幼児教育に必要なこれらの取組を総合施設において積極的に推進することにより、幼稚園や保育所に適切な影響を与える意義。

総合施設の在り方について～幼児教育部会における議論の整理(各論)～

総合施設の具体的な機能

【① 対象児・利用形態】

- 受け入れる子どもの対象範囲については、幼児教育の機会の拡大や「親の育ち」のための子育て支援などを推進する観点からは、3～5歳児が主たる対象と考えられるが、地域の実情に応じた弾力的取組を可能にする観点からは、3歳未満の低年齢児も含めたすべての乳幼児を対象とすることも必要(低年齢児の保育については、家庭的雰囲気の中で行うとともに、保育時間の短縮など柔軟なものとするべき)。
- 3歳未満の低年齢児は、教育的視点から、短時間保育、親子登園、異年齢交流など、その段階に相応しい育ちの機会を確保。
- 保育所のような「保育に欠ける」要件を設けない。
- 入所は、保護者と総合施設の直接契約(低年齢児については、市町村が入所の優先順を決定)。

【② 教育・保育内容】

- 3～5歳児は、幼稚園教育要領に基づいた教育を行う(同年齢の集団による学級編制、4時間を標準とした教育時間の確保、異年齢交流の実施等)。
- 4時間の教育活動終了後(午後)は、幼児がゆったりすごせるような家庭的な雰囲気の中での教育活動(預かり保育)を実施。
- 0～5歳児のカリキュラムをどうするかとの視点は極めて重要(教育・保育内容に関する新たな指針等の策定については、引き続き専門的・技術的な検討が必要)。

【③ 施設設備・職員配置】

- 基準の作成に当たっては、以下の双方の観点が必要。
 - ・合理的、弾力的な施設や運営を可能にする観点。
 - ・教育、保育の質やその環境を確保する観点。
- 基準には、教育・保育の実施上最低限必要となる基準と、備えることが望ましい標準とに区分して定めることが必要(具体的内容は更に検討)。

【④ 職員資格】

- 幼稚園教諭免許と保育士資格の併有を原則(当分の間、一方でも可)。
- 職員の専門性の向上を図るため、絶えず研修の機会を確保し、提供することが重要。
- カウンセリングの専門家、学生、地域の育児経験者など、積極的に外部の人材を活用。
- 将来的には、教育・保育の双方に高い専門性を有する新たな資格について検討。

【⑤ 小学校との連携・接続の推進】

○ 各施設の判断により、以下のような取組を市町村教育委員会
が中心となって奨励することが必要。

- ・ 学級全体で共通の目的を設定し、幼児同士が協力工夫して取り組む活動である「協同的な学び」を推進。
- ・ 小学校との合同活動や交流を推進する学級を「幼小連携推進クラス(仮称)」として位置づけ、明確化。

【⑥ 子育て支援の推進】

○ 子育て相談、親同士の学習の機会の提供など、親の子育て力
向上のための取組を支援することが必要。

○ 中高・大学生等に保育体験をさせるなど、早くから子育ての喜
びやノウハウ、親となる自覚などを学習させることが必要。

○ 虐待への迅速・適切な対応、障害のある子どもへの適時適切
な対応を図るため、関係機関との緊密な連携を推進。

【⑨ その他】

○ 「総合施設(仮称)」のより適切な名称の検討が必要。

○ 既存の幼稚園・保育所等と総合施設との間に、適正な配置の調
整が可能となる仕組みの検討も必要。

○ 就学前教育・保育の将来像について、幅広い議論が必要。

【⑦ 設置主体・管理運営等】

○ 設置主体については、可能な限り柔軟なものとする方向で検討。
また、既存の施設の有する機能を共有・活用し、一つの総合施設を
構成するなど、柔軟な形態も認める。

○ 管理運営については、民間能力を活用する観点から、公設民
営など可能な限り多様な形態を認める方向で検討。

○ 教育・保育の実施に必要な安定性・継続性・質の確保を図る仕
組みとして、以下の事項についても検討が必要。

- ・ 研修の奨励、地域に開かれた運営、自己評価と情報提供、第三者評価

【⑧ 行政体制等】

○ 行政体制については、地域の実情に応じた柔軟な対応を可
能とすることが必要。(教育委員会が所管ないし一定の関与を行う等、
積極的な役割を期待)。

○ 小学校就学前の教育・保育業務については、希望する地方
公共団体が、事務処理の一元化や組織の一体化等の総合行
政を実施し易い仕組みが必要。

○ 費用負担については、総合施設の在り方や位置付けにふさ
わしいものとなるよう、現在の公立・私立幼稚園、保育所との保
護者負担・公的負担の不均衡な状況の是正等も視野に入れつ
つ、今後、更に検討が必要。